

近ト協第 11 号
平成 27 年 5 月 8 日

近畿各府県トラック協会長 殿

一般社団法人近畿トラック協会
会長 坂本克巳

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについての
実施細目について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近畿運輸局長より標記文書が送付されてまいりました。

つきましては、貴協会におきまして対処方よろしくお願い申し上げます。



近運技整第35号
近運技保第22号
近運技技第143号
平成27年4月30日

一般社団法人 近畿トラック協会会長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについての実施細目について

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善を求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、近畿運輸局は平成27年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととし、当局における事情を勘案した別添の実施細目に基づいて本運動を実施することとしましたので、了知されるとともに、本運動の実施について、貴会傘下会員等に対し周知方お願いします。

なお、貴団体の各府県傘下団体に対する具体的通知等は、管内の各運輸支局を通じて行うこととしますので、念のため申し添えます。



平成27年度不正改造車を排除する運動の実施細目

平成27年4月
近畿運輸局

1. 目的及び実施

自動車使用者等に対し自動車の適切な使用についての意識の高揚を図り、道路交通の安全確保、公害防止を図るため、不正改造車両の排除を目的とする。

また、「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて（平成27年4月23日付け、国自整第34号の4、国自環第31号の4）の実施要領によるほか、この実施細目により実施するものとする。

2. 推進機関及び関係団体

◆近畿運輸局

◆神戸運輸監理部兵庫陸運部及び管内各運輸支局並びに自動車検査登録事務所（以下、運輸支局等という。）が推進の母体となり、

◆近畿管区警察局及び管内各府県警察本部（各府県警察を含む。以下同じ。）

◆近畿地方整備局、近畿経済産業局、各府県（交通安全関係、公害防止関係）等との密接な連携のもとに、

◆別紙の「自動車関係団体等一覧表」の19団体及び自動車検査独立行政法人近畿検査部また軽自動車検査協会大阪主管事務所また独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所の協力を得て本運動を推進する。

3. 本運動の名称並びに標語

名称は、『不正改造車を排除する運動』とし、標語は、『6月は「不正改造車排除強化月間」です。』及び『不正改造は犯罪です！』を標語とする。

4. 実施事項

別添2-1及び2-2のとおり。

5. 報告

■各運輸支局等及び関係団体（ブロック組織）は、別途指示する様式により、実施結果を取りまとめ、平成27年7月17日（金）までに、近畿運輸局に報告する。

「不正改造車を排除する運動」の実施事項

平成27年4月
近畿運輸局

1. 年間を通じて実施する事項

実施機関	実施事項	実施内容
近畿運輸局	1) 広報活動の推進 2) 不正改造車及び黒煙に関する情報の収集等 3) 街頭検査・指導の実施 4) 協議会、関係事業者等に対する指導・協力要請 5) 関係機関に対する協力要請	① 庁舎においてポスターを掲示する。ポスター掲示場所の選定に当たっては、広く使用者に広報可能な場所に掲示するよう、強化月間等の機会を捉えて依頼する。 ② <u>特別街頭検査（深夜街頭検査等）を実施した場合、検査結果について積極的にプレスリリースを行うように努める。</u> ① 不正改造車及び黒煙に関する情報・相談（以下「情報等という。」）を受ける迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口（以下、「不正改造車・黒煙110番」という。）を設置するとともに、情報等を寄せてもらうよう自動車使用者、関係事業者等に広く呼びかける。 ② 不正改造車・黒煙110番、街頭検査等により不正改造車に関する情報等を収集する。 ③ 出張及び監査の移動等の機会を捉え、職員による積極的な情報収集を行う。 ④ 地方協議会と密接な連携を図り、情報収集に努める。 ⑤ 不正改造情報は平成12年3月21日付け、近運車第56号近運整第47号「不正改造車等情報の活用について」を使用し不正改造車の追跡率向上に努める。 ① 管内運輸支局等が実施する街頭検査に、積極的に参加し、本運動の実効を上げる。 ② 関係機関に街頭検査への協力参加を要請する。 ① 地方協議会に対して本運動の趣旨、重点目標並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。 ① 過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て、不正改造車の排除の徹底を図る。
運輸支局等	1) 広報活動の推進 2) 不正改造車及び黒煙に関する情報の収集等	① 庁舎及び出張検査場においてポスターを掲示する。ポスター掲示場所の選定に当たっては、広く使用者に広報可能な場所に掲示するよう、強化月間等の機会を捉えて依頼する。 ② 自動車運転教習所の教習生、自動車整備士養成施設の生徒等に対して、ポスターの掲示等により不正改造防止についての周知を行うよう関係機関等に協力を要請する ① 不正改造車及び黒煙に関する情報・相談（以下「情報等という。」）を受ける迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口（以

3)街頭検査・指導の実施

下、「不正改造車・黒煙110番」という。)を設置するとともに、情報等を寄せてもらうよう自動車使用者、関係事業者等に広く呼びかける。

- ② 不正改造車・黒煙110番、街頭検査等により不正改造車に関する情報等を収集する。
- ③ 出張及び監査の移動等の機会を捉え、職員による積極的な情報収集を行う。
- ④ 地方協議会と密接な連携を図り、情報収集に努める。
- ⑤ 相談窓口や街頭検査等によって得た情報は、監査、査察に活用する。
- ⑥ 不正改造情報は平成12年3月21日付け、近運車第56号近運整第47号「不正改造車等情報の活用について」を使用し不正改造車の追跡率向上に努める。

① 国土交通省の実施要領中、第4 1. 重点排除項目及び2. (2)により、その効果が一層あがるよう、警察等関係機関の協力を得て、場所及び時間を考慮したうえで実施する。

- ② 街頭検査の実施にあたっては、次の事項に留意する。
- ・視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付。
 - ・前面ガラスへの装飾板の装着。
 - ・灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け。
 - ・タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し。
 - ・騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着。

※マフラーを交換している自動車(測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。)に対しては、近接排気騒音の測定を行うとともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う。(注意喚起文の様式は別紙1参照)

・土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し。

※不正な二次架装についても注意すること。

・基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
・ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し。

※ディーゼル自動車に対しては、黒煙測定を行い、基準値を超える自動車については燃料噴射ポンプの封印の状態を確認すること。

・不正軽油燃料の使用の有無。

③ 特種用途自動車の構造用件を確認し、当該自動車に必要な特殊な設備の取外し等が見受けられる場合には、警告書等を交付する等適切な指導を行う。(警告書の様式は別紙2参照)

④ 大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造排除にあたっては、警察当局との密接な協力・連携を図る。

⑤ 不正改造車を発見した場合、その施工者等に係わる情報収集するとともに、追跡調査(自動車使用者からの聞

4) 自動車使用者等に対する指導

- き取り、検査時の帳票の利用等)に努める。
- ⑥ 整備命令書を交付した車両の使用者については、適切な整備が行われるよう適宜必要な指導等を行うとともに、整備命令に従わない場合には、警察当局への告発等を含む厳正な対処を行うよう努める。
 - ⑦ 原動機付自転車も対象とし、街頭検査の実施方法等について事前に各府県警察署及び関係機関等と十分調整したうえ、検査実施の結果、保安基準に不適合な箇所が確認された場合にはその使用者に警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。(警告書の様式は別紙3参照)
 - ⑧ 申請や変更登録等のために運輸支局等に来所した車両に対する検査を行い、不正改造を行っていた場合には整備命令書を交付する。
 - ⑨ 関係団体に街頭検査への参加を要請する。

5) 不正改造施工者に対する立入検査

- ① 不正改造車。黒煙110番等に寄せられた情報等を基に不正改造車(疑わしい車両を含む。)の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また、黒煙に関して通報があった自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。(ハガキの様式は別紙4参照、なお、ディーゼルクリーン・キャンペーンで用いた様式でも差し支えない。)
 - ② 街頭検査時等の機会を利用し、どのようなものが不正改造となるのかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等についての周知に務める。
- ① 不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告等を勘案し、当該不正改造車の施工者等関係者に対して立入検査を行う。

6) 協議会、関係事業者等に対する指導・協力要請

- ① 地方協議会に対して本運動の趣旨、重点目標並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る
また、関係事業者に対して、本運動の趣旨に基づき適切な指導を行う。

7) 関係機関に対する協力要請

- ① 過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て、不正改造車の排除の徹底を図る。
- ② 地方公共団体等に対し、公共工事等を発注する際に、工事請負者へ不正改造車を使用しないように徹底することを協力要請する。

8) 研修等の実施

- ① 自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修、運行管理者の一般講習、事業場管理者責任者研修等の機会を利用し、運動の目的、実施事項、自動車を改造する場合の関係規定及び不正改造の具体的事例について周知する。
- ② 自動車運転教習所及び自動車整備士養成施設に対し、出前講座等を実施できるよう連携することについて、積極的に働きかけるとともに、教習所及び施設から求めがあった場合には、求めに応じて、出前講座等を開催して、教習生及び生徒等を対象に不正改造の具体的事例紹介、積極的な排除の呼びかけを行う。

自動車検査独立行政法人	1) 本運動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎等へのポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。 ② 新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに運輸支局等に当該車両の情報を提供する。 ③ 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。 ④ 本運動の目的、実施事項等を踏まえ、運輸支局等と連携を図りつつ街頭検査等の実施に協力する。 ⑤ 法人ホームページにおいて、国の通報窓口を案内し、国による情報収集に協力する。
軽自動車検査協会	1) 本運動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎等へのポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。 ② 新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに運輸支局等に当該車両の情報を提供する。 ③ 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。 ④ 本運動の目的、実施事項等を踏まえ、街頭検査等の実施に協力する。
自動対車策事機故構	1) 本運動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。 ② 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。 ③ 運行管理者研修会等において、不正改造の防止に対する正しい知識の普及を図る。
関係団体共通実施事項	<p>1) 傘下会員・事業者に対する指導等</p> <p>2) 一般への広報等</p> <p>3) 本運動への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 本運動の目的、実施事項等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知を可能な範囲で図る。 ② 不正改造車に関する情報等の受付体制を充実するとともに、傘下会員・事業者等において不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等への情報等の提供を積極的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。 また、傘下会員・事業者等において対し、同様の広報活動を行うよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本運動の目的、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼があった場合、街頭検査、出前講座等の実施に協力する。

「不正改造車排除運動」の実施事項

平成 27 年 4 月
近畿運輸局

2. 不正改造車排除運動強化月間実施事項

(強化月間においては、前述の年間を通じて実施する事項に加え、特に次の事項を実施する。)

実施機関	実施事項	実施内容
近畿運輸局	1) 広報活動の推進 2) 不正改造車に関する情報の収集等 3) 街頭検査・指導の実施 4) 監査、立入検査等の実施 5) 関係機関に対する協力	① 青灯クラブ等に広報資料を提供する。 ② 各種競技場の電光掲示板、道路電光掲示板等による広報の働きかけを実施する。 ③ 職員による啓発ワッペン、リボン等の着用を実施するとともに、不正改造車・黒煙110番を積極的に周知する。 ④ 庁舎に運動実施ポスター等を立看板、「のぼり」を掲出して広報する。(様式は別紙8を参考とする。) ⑤ 庁舎等の電光表示器、放送設備を活用して広報する。それに使用するパワーポイント、CDを作成し、各運輸支局等に配付する。 ⑥ 監査・街頭検査等で公用車を使用する際は「不正改造マグネットシート」を貼付して広報する。 ⑦ 封筒等の余白部に本運動の標語を表示して広報する。 ① 広報活動等により不正改造車・黒煙110番への情報提供を積極的に呼びかける。 ② 職員は「不正改造情報等収集強化期間」と位置づけ、不正改造車・黒煙に関する情報の収集に務め運輸支局に提供する。 ① 管内運輸支局等が実施する街頭検査に、積極的に参加し、本運動の実効を上げる。 ① 強化期間中に運輸支局で実施される監査に積極的に同行する。 ① 一種養成施設に対して、ポスターの掲示、チラシの配布を要請するとともに関係者に周知を行う。
運輸支局	1) 広報活動の推進	① 各種競技場の電光掲示板、道路電光掲示板等による広報の働きかけを実施する。 ② 職員による啓発ワッペン、リボン等の着用を実施するとともに、不正改造車・黒煙110番を積極的に周知する。 ③ 庁舎及び出張検査場に運動実施ポスター等を立看板、「のぼり」を掲出して広報する。(様式は別紙8を参考とする。) ④ 監査・街頭検査等で公用車を使用する際は「不正改造マグネットシート」を貼付して広報する。 ⑤ 事例を示したチラシを窓口等に配置し、来庁者に配付

2)不正改造車に関する情報の収集等

3)街頭検査・指導の実施

し広報する。

- ⑥ 庁舎等の電光表示器、放送設備を活用して広報する。
 - ⑦ 地方自治体、関係団体に対し次の協力要請をする。
 - ◇広報紙、機関誌等に、本運動の実施等について掲載するなどして広報すること。(別紙5、別紙9を参考とする。)
 - ◇運動実施ポスター及び事例ポスターの掲示、チラシの配布を行うこと。
 - ⑧ 街頭検査、アンケート等の機会を利用し、チラシを配布し、どのようなものが不正改造となるかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等についての周知に努める。
 - ⑨ 不正改造の防止に関する会議等の開催、車両の点検教室、事業者会、セールスマン研修、一種養成施設の研修等による啓発活動を実施する。
 - ⑩ 封筒等の余白部に本運動の名称又は標語等を表示して広報する。
 - ⑪ 本省配布DVD局配付のパワーポイント、CD等を活用し広報活動に努める。(運輸支局等の窓口の待合場所、整備管理者講習、免許更新センター、養成所等)
- ① 広報活動等により不正改造車・黒煙110番への情報提供を積極的に呼びかける。
 - ② 相談窓口や街頭検査等によって得た情報は、監査に活用する。
 - ③ 職員は「不正改造情報等収集強化期間」と位置づけ、不正改造車・黒煙に関する情報の収集に務め運輸支局に提供する。
- ① 国土交通省の実施要領中、第4 1.重点排除項目及び2.(2)により、その効果が一層あがるよう、警察等関係機関の協力を得て、場所及び時間を考慮したうえで実施する。効果を向上させるためにも、6月に代えて、7月に街頭検査を実施することを検討する。
 - ② 街頭検査の実施にあたっては、次の事項に留意する。
 - ・視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付。
 - ・前面ガラスへの装飾板の装着。
 - ・灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け。
 - ・タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し。
 - ・騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着。

※マフラーを交換している自動車(測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。)に対しては、近接排気騒音の測定を行うとともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う。(注意喚起文の様式は別紙1参照)

 - ・土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付けやリアバンパー(突入防止装置)の切断・取外し。

※不正な二次架装についても注意すること。

- ・基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
 - ・ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し。
- ※ディーゼル自動車に対しては、黒煙測定を行い、基準値を超える自動車については燃料噴射ポンプの封印の状態を確認すること。
- ・不正軽油燃料の使用の有無。

- ③ 特種用途自動車の構造用件を確認し、当該自動車に必要な特殊な設備の取外し等が見受けられる場合には、警告書等を交付する等適切な指導を行う。(警告書の様式は別紙2参照)
- ④ 二輪車のマフラー及び大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造排除にあつては、警察当局との密接な協力・連携を図る。
- ⑤ 不正改造車を発見した場合、その施工者等に係わる情報収集するとともに、追跡調査(自動車使用者からの聞き取り、検査時の帳票の利用等)に努める。
- ⑥ 整備命令書を交付した車両の使用者については、適切な整備が行われるよう適宜必要な指導等を行うとともに、整備命令に従わない場合には、警察当局への告発等を含む厳正な対処を行うよう努める。
- ⑦ 原動機付自転車も対象とし、街頭検査の実施方法等について事前に各府県警察署及び関係機関等と十分調整したうえ、検査実施の結果、保安基準に不適合な箇所が確認された場合にはその使用者に警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。(警告書の様式は別紙3参照。)
- ⑧ 申請や変更登録等のために運輸支局等に来所した車両に対する検査を行い、不正改造を行つた場合には整備命令書を交付する。
- ⑨ 関係団体に街頭検査への参加を要請する。

4) アンケートの実施

- ① 地方協議会等の協力を得ながら、窓口やイベント等において、自動車使用者・点検整備関係者(整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等)を対象に、不正改造に対する認識についてアンケート調査を実施する。(アンケート調査の実施要領は別紙6-1参照。)

5) 監査、立入検査等の実施

- ① 自動車分解整備事業者及び指定事業者に対して、不正改造車排除に重点を置いた監査を積極的に実施する。
- ② 自動車運送事業者の監査においてチラシを配布するなどして、不正改造車排除の指導を行う。
- ③ 車体架装事業者、自動車部品・用品販売事業者等を対象に本運動の目的、実施事項を踏まえ、立ち入り監査等を実施するとともに適切な指導を行う。

6) 自動車使用者に対する指導

- ① 強化月間に送付した警告ハガキについて、初回送付から約1ヶ月経過しても使用者から報告がなかった場合、再度、警告ハガキを送付する。
- ② 自動車教習所等に対し、事例ポスター等を活用して周知を図る。

7) 関係団体、関係事業者に対する協力要請

- ① 各種会議等を利用して、本運動に対する協力要請を行う。

	<p>8) 関係機関に対する協力要請</p> <p>9) 研修等の実施</p>	<p>② 特種用途自動車に必要な設備等の取り外し並びに速度制限装置の不適切な取り外しの防止や、基準を超える黒煙を排出するディーゼル車の排除について、関係する団体・事業者等を対象に周知を行う。</p> <p>③ 架装事業者等に対し、不正改造等に加担するすることのないよう協力要請する。(燃料タンク増設等の不正な二次架装)</p> <p>① 一種養成施設に対しポスターの掲示、チラシの配布を要請するとともに関係者に周知・指導を行う。</p> <p>① 強化月間中に実施する自動車整備事業者向け各種講習及び研修において、運動の趣旨、実施事項、改造に関する関係法令及び不正改造の具体例について周知するとともに、当該自動車の適切な取り扱いについて指導する。</p> <p>② 販売事業者の研修に、架装事業者も参加するよう要請する。</p>
<p>自動 独 車 立 検 行 査 政 法 人</p>	<p>1) 本運動への協力</p>	<p>① 自動車使用者等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンを着用により、不正改造防止についての周知を図る。</p> <p>② 本運動の実施について関係者への周知を図る。</p>
<p>軽 自 検 動 査 車 協 会</p>	<p>1) 本運動への協力</p>	<p>① 自動車使用者等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンを着用により、不正改造防止についての周知を図る。</p> <p>② 本運動の実施について関係者への周知を図る。</p>
<p>自 動 対 車 策 事 機 故 構</p>	<p>1) 本運動への協力</p>	<p>① 立看板を掲出して広報する。(様式は別紙8を参考とする。)</p> <p>② 運動実施ポスター、事例ポスター及びチラシの配布により、本運動の周知を図る。</p> <p>③ 運行管理者研修会等において、不正改造の防止に対する正しい知識の普及を図る。</p> <p>④ 不正改造車の情報を積極的に提供する。</p>
<p>関 係 団 体 共 通 実 施 事 項</p>	<p>1) 傘下会員・事業者に対する指導等</p> <p>2) 一般への広報等</p>	<p>① 本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について会報、ホームページ等に掲載するなど傘下会員・事業者等に周知を図る。</p> <p>② 本運動の推進のための会議等に参加し傘下会員・事業者等に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。</p> <p>③ 巡回により会員・事業者等が行う本運動の実施事項の指導を積極的に行う。</p> <p>④ 不正改造車等に関する情報等の受付体制をより充実させるとともに、傘下会員・事業者等に対して情報提供を呼びかける。また、運輸支局等への情報等の提供も積極的に行う。</p> <p>① マスメディアを活用した広報を積極的に行うように努める。この際、主な訴求対象を10代、20代として広</p>

	<p>3) 本運動への協力</p>	<p>報を行うものとする。</p> <p>② 事務所等において、自動車使用者に対し、チラシの配布することにより、不正改造防止について周知を図る。 また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。</p> <p>③ 立看板を掲出し広報する。また、会員・事業者等にも立看板の掲出を指導する。(様式は別紙8を参考とする。)</p> <p>④ のぼり旗は連続的に掲出する等して効果的な広報に努める。</p> <p>⑤ 関係団体が使用する封筒等に本運動に関する標語を表示する等して本運動を広報する。また、会員・事業者等にも標語を表示して広報するよう指導する。</p> <p>⑥ 不正改造車に関する情報・相談を積極的に運輸支局等に寄せるよう、会員・事業者等呼びかける。</p> <p>① 本運動の目的、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼があった場合、街頭検査、アンケート等の実施に協力する。</p>
<p>関係団体共通実施事項及び傘下会員・事業者等に追加して個々において行う</p>	<p>近畿地区自動車整備連絡協議会</p> <p>1) 適正な整備・改造の推進</p> <p>2) 従業員に対する指導等</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>① 日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。</p> <p>② 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう、従業員を指導する。</p> <p>③ 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを、使用者に対して周知する。</p> <p>④ 整備工場に入庫したディーゼル車について、使用者に点検指導を行うとともに、「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印のチェック等を行う。</p> <p>① 日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、不正改造の防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導を実施する。また、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について併せて周知する。</p> <p>① 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況(不正改造の有無)、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車への対応・措置等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。(参考:別紙7「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業場の代表者又は事業場管理責任者等の従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。(別紙11参照。)</p>

事項

<p>近畿トラック協会／大阪府ダンブ協会</p>	<p>1)当該関係団体における実施事項</p> <p>2)運送事業者等における実施事項</p> <p>①適正な車両の運行の徹底</p> <p>②従業員に対する指導</p> <p>③自主点検の実施</p> <p>④不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>① 荷主団体等に対し、不正改造車(スピードリミッターに係るものを含む。)を使用することのないよう要請する。</p> <p>① 不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行う。</p> <p>② 不正改造の防止及び車両の適正な保守管理の徹底を図る。</p> <p>③ 保安基準の緩和車両について、緩和条件を遵守するよう会員を指導する。</p> <p>① 従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。</p> <p>① 事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙8「自主点検表」)</p> <p>なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。(別紙11参照。)</p>
<p>自販連近畿ブロック協議会／中販連近畿連絡協議会／軽自動車近畿ブロック協議会／全国二輪車安全普及協会近畿ブロック協議会</p>	<p>1) 販売車両の適正化等</p> <p>2) 従業員に対する指導等</p> <p>3) 自主点検の実施</p>	<p>① 担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装の防止等の徹底を図る。</p> <p>② 不正改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう、従業員を指導する。</p> <p>③ 各事業者は、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。</p> <p>④ 不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。</p> <p>⑤ 二次架装防止責任者名を従業員の見やすいように、別紙10の様式により事業場に掲示する。</p> <p>① 従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。</p> <p>② 新人従業員等を不正改造車の排除に関する講習会に参加させる。</p> <p>① 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両、車両販売体制、販売車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙7「自主点検表」)</p> <p>なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p>

	<p>4) 購入者に対する指導</p> <p>5) 車両の陸送の適正化</p> <p>6) 不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>① 車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。</p> <p>① 販売車両等の陸送にあたっては、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。</p> <p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。(別紙11参照。)</p>
<p>近畿自動車車体整備協同組合連合会 / 全国自動車電装品整備商工組合連合会近畿ブロック会 / 全国タイヤ商工協同組合連合会近畿ブロック会 / 日本自動車タイヤ協会近畿支部</p>	<p>1) 適正な整備・改造の推進</p> <p>2) 従業員に対する指導等</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>① 担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。</p> <p>① 従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。</p> <p>② 不正改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう、従業員を指導する。</p> <p>③ 新人従業員等を不正改造車の排除に関する講習会に参加させる。</p> <p>① 事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況(不正改造の有無)、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車への対応と措置等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙7「自主点検表」) なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。(別紙11参照。)</p>
<p>日本自動車車体工業会近畿支部</p>	<p>1) 架装の受注等の適正化</p> <p>2) 従業員に対する指導等</p> <p>3) 自主点検の実施</p>	<p>① 担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。</p> <p>② 不正改造となるような架装の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう、従業員を指導する。</p> <p>③ 不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。</p> <p>④ 二次架装防止責任者名を従業員の見やすいように、別紙10の様式により事業場に掲示する。</p> <p>① 従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。</p> <p>② 新人従業員等を不正改造車の排除に関する講習会に参加させる。</p> <p>① 事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、架装の実施体制及び管理体制</p>

		<p>等について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙7「自主点検表」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。（別紙11参照。）</p>
関西ディーゼルポンプ振興会	<p>1) 従業員に対する指導</p> <p>2) 自動車部品等の販売時等の対応</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 基準不適合となる自動車部品・用品の取扱いの禁止</p> <p>5) 不正改造車等に関する情報等の提供</p>	<p>① 従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。</p> <p>① 自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して、不正改造が自動車の安全に支障を及ぼす行為であり、犯罪であること等不正改造の防止についての周知を行う。</p> <p>② どのような部品・用品等の取付・取外し等が不正改造となるかを理解して頂けるよう、販売時等の説明に努めるとともに、当該部品を取り付けることにより不正改造となるような場合には販売を行わないよう、従業員を指導する。</p> <p>③ 自動車部品・用品の適切な取付方法等についての相談窓口を設ける等自動車使用者の適切な部品・用品等の取付に対する認識を高めるよう努める。</p> <p>① 事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、自動車部品・用品等の取付施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙7「自主点検表」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>① 事業所において、当該部品・用品の取付によって基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わない。</p> <p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。（別紙11参照。）</p>
近畿バス団体協議会／ 自家用自動車団体近畿協議会／ 日本自動車連盟関西本部／ 大阪自動車会議所／ 大阪陸運協会／	<p>1) 従業員に対する指導</p> <p>2) 適正な車両の運行の徹底</p> <p>3) 自主点検の実施</p>	<p>① 従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。</p> <p>① 不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には改修を行う。</p> <p>① 営業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む営業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙7「自主点検表」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、整備管理者又は営業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p>

	大阪自動車回送協会	<p>4) 不正改造車等に関する情報等の提供</p> <p>5) バス車両を利用した広報活動</p>	<p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するように努める。(別紙11参照。)</p> <p>① バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、不正改造車排除運動の周知に努める。</p>
	全国石油商業組合連合会近畿支部	<p>1) 従業員に対する指導</p> <p>2) 自主点検の実施</p> <p>3) 不正改造車等に関する情報等の提供</p>	<p>① 従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。</p> <p>① 事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考:別紙7「自主点検表」)</p> <p>なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するように努める。(別紙11参照。)</p>
自動車養成施設等		<p>1) 生徒等に対する啓発等</p> <p>2) 従業員等に対する指導</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 不正改造者等に関する情報等の提供</p> <p>5) 出前講座への協力</p>	<p>① 生徒にチラシの配布や運輸支局が行う出前講座へ参加の呼びかけを行う。</p> <p>① 従業員等に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する</p> <p>① 学校ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む学校内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。(参考:別紙7「自主点検票」)</p> <p>なお、運動実施責任者は、事業者等又は学校の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>① 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するように努める。(別紙11参照。)</p> <p>① 運輸支局から出前講座の実施について、連携の働きかけがあった場合には、応じるように努める。</p>

注 意 喚 起

〇 〇 〇 〇 殿

加速走行騒音防止性能義務付け対象車両の適正なマフラーの装着について

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「」の車両について、平成27年 月 日街頭検査を実施したところ、装着されているマフラーが加速走行騒音を有効に防止していることが確認できませんでした。平成22年4月1日以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)並びに原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の交換用マフラーにあつては、使用過程における自動車等においても加速走行騒音防止性能の要件が保安基準で義務付けられております。

保安基準に適合しないマフラーを装着しての公道走行は違法となりますので、速やかに適合性の確認をしていただき、基準不適合マフラー又は基準の適合性が確認できないマフラーについては、基準適合マフラーへ換装する必要があります。なお、適合性は性能等確認済表示や試験成績書等により確認することができます。

試験成績書をお持ちの方は、保安基準の適合性の確認が出来るように、今後は車検証等と一緒に携行するようお願いいたします。

国土交通省〇〇運輸局 〇〇運輸支局

(参考：不正改造に関する罰則)

不正改造車の使用者	…	整備命令の発令 →整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金
不正改造を実施した者	…	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

警 告 書

〇 〇 〇 〇 殿

特 種 用 途 自 動 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「 」の車両について、平成27年 月 日街頭検査を実施したところ、特種用途自動車として自動車検査証の交付を受けた後、構造要件である設備、機材等を取り外す等、特種用途自動車の構造要件に適合していない状態で運行、使用している事実が判明しました。

自動車検査証の交付を受けた後に特種用途自動車として構造要件となる設備を改造したり、取り外した場合、道路運送車両法第67条の記載事項の変更、構造等変更検査を受ける必要がありますので、速やかに所要の措置を講ずるよう警告します。

国土交通省〇〇運輸局 〇〇運輸支局

警 告 書

〇 〇 〇 〇 殿

原 動 機 付 自 転 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する標識の番号「」の車両について、平成27年 月 日街頭検査を実施したところ、下に示すように道路運送車両の保安基準に不適合な箇所が確認されました。

該当箇所については、速やかに保安基準に適合するよう整備するよう警告します。

また、当該箇所の整備の結果については、別紙報告書により、下記の〇〇運輸支局検査・整備・保安部門まで報告願います。

不適合箇所

- 1.
- 2.
- 3.

上記報告は、道路運送車両法第100条第1項の規定により、報告を求めるものです。

〇〇運輸局〇〇運輸支局 検査・整備・保安部門

〒 - 住所

TEL - - FAX - -

標 識 番 号
使 用 者 氏 名
住 所
整備を実施した日
月 日
整 備 の 方 法
1. について
2. について
3. について

※ 報告については、FAX又は郵送で構いません。

整理番号

自主点検のお願い

貴方が使用されています、登録番号_____の自動車が
平成 年 月 日に_____を
走行中、排気管からの排出ガスが著しく黒い状態であったと通報がありました。

つきましては、貴方の自動車の排出ガス低減性能が劣化している可能性がありますので、自主点検等をされるようご協力とご理解をお願いします。

※ 黒煙濃度については、目視上の通報となりますので法律上の不適合と断定はできませんが、空ぶかし等することにより他のディーゼル車と比べ著しく黒い黒煙を排出しているのか確認することができます。

なお、黒煙測定機器を使用し測定した結果不適合の場合、車検時においては車検不合格、街頭検査時においては整備命令の対象となります。

また、国土交通省では、健康等に被害を及ぼす浮遊粒子状物質（SPM）の低減を図るため、街頭検査の強化、点検・整備の促進及びエコドライブのすすめ等を実施しています。

★ エコドライブ10のすすめ

- ①ふんわりアクセル『eスタート』
- ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
- ④エアコンの使用を適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物をおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう

平成 年 月 日

〒 住所

国土交通省 運輸局

運輸支局整備担当部門

電話 _____

広報用の原稿について

広報媒体の別、広報対象の別に合わせ、次に掲げる案から適切なものを選択して参考とすること。

1. 関係者向けの機関紙等に掲載する場合の原稿（参考例）

6月は「不正改造車排除強化月間」です。

我が国の自動車保有台数は、平成26年12月末現在で8,100万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、平成27年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車に関する情報提供・ご相談・お問い合わせは、下記までお寄せ下さい。

「不正改造車・黒煙110番」〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

（国土交通省〇〇運輸局 自動車技術安全部整備（・保安）課）

2. 一般の自動車使用者向けに新聞、雑誌等に掲載し、不正改造が違法行為であることを中心に訴える場合の原稿（参考例）

不正改造は犯罪です！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・

助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し、④基準外ウイング(エア・スポイラ)の取り付け、⑤マフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・黒煙110番」〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(国土交通省〇〇運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

3. 一般の自動車使用者向けに新聞、雑誌等に掲載し、どのような改造が不正改造となるのかを中心に訴えかける場合の原稿(参考例)

不正改造は犯罪です！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されており、手軽に取付等ができる状況にあります。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し、④基準外ウイング(エア・スポイラ)の取り付け、⑤基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これらについては、それぞれ①周囲の交通に誤認を与える、②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる、③歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因となる、④他の交通の妨げとなる、⑤周囲に騒音をまき散らすことが懸念されるため、禁止されております。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もぜひ、この機会にどのような改造が不正改造になるのかについての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・黒煙110番」 ○○○-○○○○-○○○○

(国土交通省○○運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

4. 自動車運送事業者(主に貨物車)の運転者向けに新聞、雑誌等に掲載し、不正改造が違法行為であることを中心に訴える場合の原稿(参考例)

不正改造は犯罪です！

我が国の自動車保有台数は、平成26年12月末現在で8,100万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない輸送、移動の手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、前方の視界を遮る前面ガラス等への装飾板の装着、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し等を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また大型車の速度抑制装置(スピードリミッター)の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、平成26年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととしています。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・黒煙110番」 ○○○-○○○○-○○○○

(国土交通省○○運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

平成27年度不正改造車排除強化月間 アンケート調査実施要領

不正改造車を排除する運動においては、昨年度、不正改造に対する意識に関するアンケート調査を実施し、各運輸局、運輸支局等にご協力を賜り、約6千の回答を得ることができました。

今年度の不正改造車を排除する運動の検討に当たっては、当該アンケート結果を活用し、重点的に啓発を行う項目を定めるとともに、運動の訴求対象を選定してPR方法を決定したところです。このように、アンケート調査により不正改造に対する意識や施策の認知度等を把握することにより、不正改造車を排除する運動の充実に資することができます。

また、調査を継続して実施し、結果を比較することで、施策自体の効果を把握することも可能となり、さらに運動を充実させるための指標とすることができます。

今年度も下記により、アンケート調査を実施することとしますので、ご協力方よろしく願いいたします。

記

1. アンケート調査の実施方法

① 調査期間

平成27年6月1日から6月30日まで

② 調査対象

一般の自動車ユーザー及び点検整備関係者

③ 調査方法

- * 別紙6-2のアンケート調査票(問1、問2の文頭等について、必要に応じて修正をお願いします。)を必要部数印刷し、調査対象者に配布し、その後回収することで調査を実施します。
- * 可能な場合にあっては、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。
- * なお、昨年は、支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施して頂いた実績があります。
- * 回収した調査票は、適宜運輸局又は運輸支局等で取りまとめて頂き、2. に従って報告をお願いします。

④ 集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、各運輸局、運輸支局等のご報告を元に、国土交通省自動車局整備課にて行います。

2. アンケート調査結果の報告

アンケート調査結果の報告は、調査済みのアンケート用紙に以下の事項を記載した送付票(別紙6-3)を添付して、①の送付先に②の期限までに送付することで行ってください。

なお、集計の関係上、調査票は実施日及び実施会場ごとにまとめた上で送付願います。

- * 管轄運輸局名及び調査実施地名(県名)
- * 調査実施日
- * 調査実施イベント等名称
- * 調査実施会場名
- * 調査対象の属性(一般又は関係者の別)
 - ・ 一般: 下記関係者以外の一般ユーザー
 - ・ 関係者: 整備事業者、整備士、整備管理者、養成施設関係者その他の点検整備に係る者

① 送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館8階)
国土交通省自動車局整備課 整備係あて

② 送付期限

平成27年7月17日(金)

※ 入力を順次行うため、取りまとめ次第、期限を待たずに送付して下さい。



不正改造車排除運動に関するアンケートのお願い

問1. 本講座を受ける前から『不正改造車を排除する運動』をご存じでしたか。【○印は1つ】

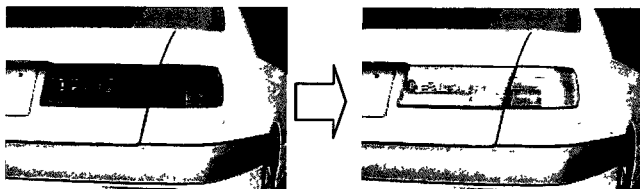
- 1. 知っていた
- 2. 聞いたことはある
- 3. 知らなかった

→ 問1-1. 『不正改造車を排除する運動』を知ったきっかけは。【○印はいくつでも】

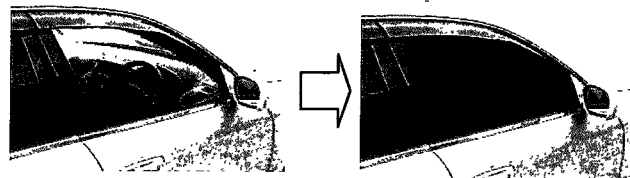
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1. ポスター | 5. 新聞（新聞名： _____） |
| 2. チラシ、クリアファイル | 6. 雑誌（雑誌名： _____） |
| 3. テレビ | 7. インターネット（サイト名： _____） |
| 4. ラジオ | 8. その他（具体的に： _____） |

問2. 本講座を受ける前から、次のような行為は不正改造であることを知っていましたか。知っていたものに○をつけてください。【○印はいくつでも】

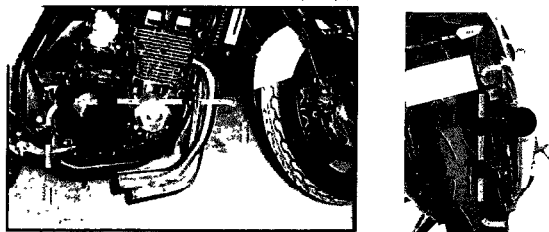
1. 灯火類の灯光の色を変更



2. 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け（貼付状態で可視光線透過率70%未満）



3. 消音器（マフラー）の切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着



4. タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し



5. 前面ガラス等への装飾板の装着



6. 基準外のウイングの取付け



問3. 不正改造が犯罪行為であることをご存じでしたか。【○印は1つ】

1. 罰金・罰則があることまで知っていた
2. 犯罪行為であることは知っていた
3. 聞いたことはある
4. 知らなかった

問4. 不正改造車で危険・迷惑を感じたことはありますか。【○印は1つ】

1. よくある
2. たまにある
3. ない

問4-1. そのような不正改造車に対して、どのような行動をとりましたか。【○印はいくつでも】

1. 不正改造車110番に相談した
2. 警察に相談した
3. 何もしなかった
4. その他（具体的に：_____）

問4-2. 「何もしなかった」理由についてお聞かせ下さい。【○印は1つ】

1. どこに相談すればよいかわからなかった
2. 相談等の必要性を感じなかった
3. 報復等が心配だった
4. その他（具体的に：_____）

問5. 最後にあなたご自身のことについて、少しお聞かせ下さい。

F1. 性別..... 1. 男性 2. 女性

F2. 年齢..... 1. 19歳以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70歳以上

F3. 運転歴..... 約（_____）年

F4. 運転頻度..... 1. ほとんど毎日 2. 週に3~4回
3. 週に1~2回 4. 週に1回未満（月に_____日）

F5. 自動車の主な用途..... 1. 通勤・通学 2. 買い物 3. 仕事・商用
4. レジャー・ドライブ 5. その他（_____）

★★★ご協力ありがとうございました。★★★

不正改造車を排除する運動

あなたがこんな不正改造車を見かけたら、ナンバープレート、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車
110番

北海道運輸局 011-290-2752 中部運輸局 052-952-8042 九州運輸局 092-472-2537
東北運輸局 022-791-7534 近畿運輸局 06-6949-6453 沖縄総合事務局 098-866-1837
北陸信越運輸局 025-285-9155 中国運輸局 082-228-9142
関東運輸局 045-211-7254 四国運輸局 087-835-6369

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02altered/call110.html> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→



平成27年度 不正改造車を排除する運動アンケート調査票 送 付 票

記 載 項 目	備 考
管轄運輸局等	運輸局 総合事務局 ←調査実施地の管轄運輸局・ 沖縄総合事務局名を記載
実施地	県 ←調査実施地名を記載
実施日	自 至 ~ ←1日のみの実施の場合は、 「自」のみに記入 以下の例に倣い、年・月・日の 順で記載 例:20150601 (平成27年6月1日の場合)
調査実施イベント等名称	←調査実施イベント等名称(マ イカー一点検教室、出前講座、整 備管理者選任前・後研修等)を 記載。 (窓口実施の場合は「窓口」と 記入)
調査実施会場名	←会場の名称等を記入(支局 又は局の場合は、「〇〇支局 (局)」と記入する。
調査対象の属性	←「一般」又は「関係者」のどち らかを記載。

※ 調査実施会場、実施日ごとに1枚用意する。

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	平成 年 月 日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	社用車			無	有(台)
	従業員車両			無	有(台)
	不正改造車両の有無 販売車両			無	有(台)
	その他			無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

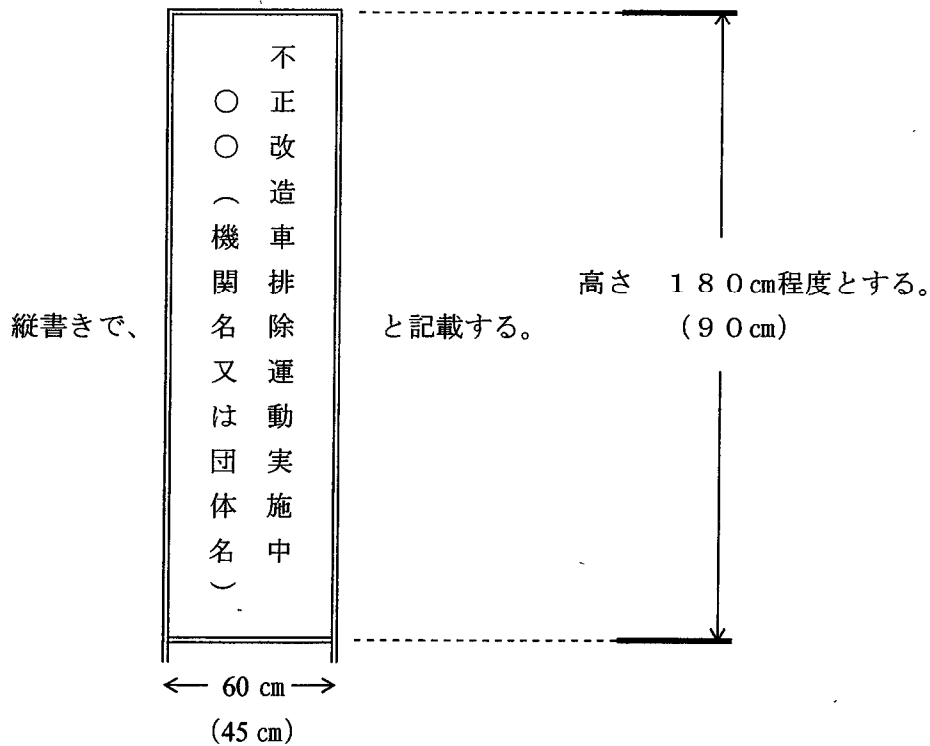
2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

立看板の掲出について**1. 大きさ**

交通安全運動の立看板程度の大きさとする。(幅60(45)cm、高さ180(90)cm程度とする。)

2. 掲出場所

来庁者及び会員等が多く出入りする庁舎及び各機関の事務所等の正面入口付近とする。

3. 文面**4. 色**

文字は黒、地は白とする。

5. 掲出機関

警察を除く各機関及び関係団体(原則として分室を含む。)に掲出する。
なお、会員事業場も可能な限り掲出する。

6. 街頭検査時

これに準じた立看板を掲出する。

機関紙及び会報への掲載について

1. 掲載時期

平成27年5月～7月に発行する機関紙及び会報に掲載する。

2. 掲載基本文例

掲載文は、原則として、次によるものとする。

ただし、近畿運輸局に相談の上、内容を変更することができる。

【タイトル】

「不正改造は 犯罪です！！」

6月は「不正改造車排除強化月間」です。

【各機関共通】

我が国の自動車保有台数は平成26年12月末現在で8,100万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、平成27年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

国土交通省近畿運輸局では、本運動の名称を「不正改造車を排除する運動」と定め、6月の1ヶ月間、積極的に不正改造車を排除する運動を展開します。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、

その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

この期間中、近畿運輸局が中心となって、次のような行事が展開されます。

- ① 広報活動の推進
- ② 不正改造車を対象とした街頭検査及び指導の実施
- ③ 不正改造の防止に関する研修会及び講習会の開催
- ④ 不正改造車に重点をおいた監査及び査察の実施
- ⑤ 不正改造車に関する情報の収集及び調査

当会（当組合）としても、この運動の趣旨に賛同し、積極的に協力することとしましたので、会員（組合員）各位におかれては、特に次の事項に留意され、不正改造車の排除に努めて下さい。

なお、当会の不正改造防止に関する情報・相談は

（☎〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）〇〇課〇〇が担当しています。

記

（以下は、各団体用の文を引用する）

【トラック協会用】及び【ダンプカー協会用】

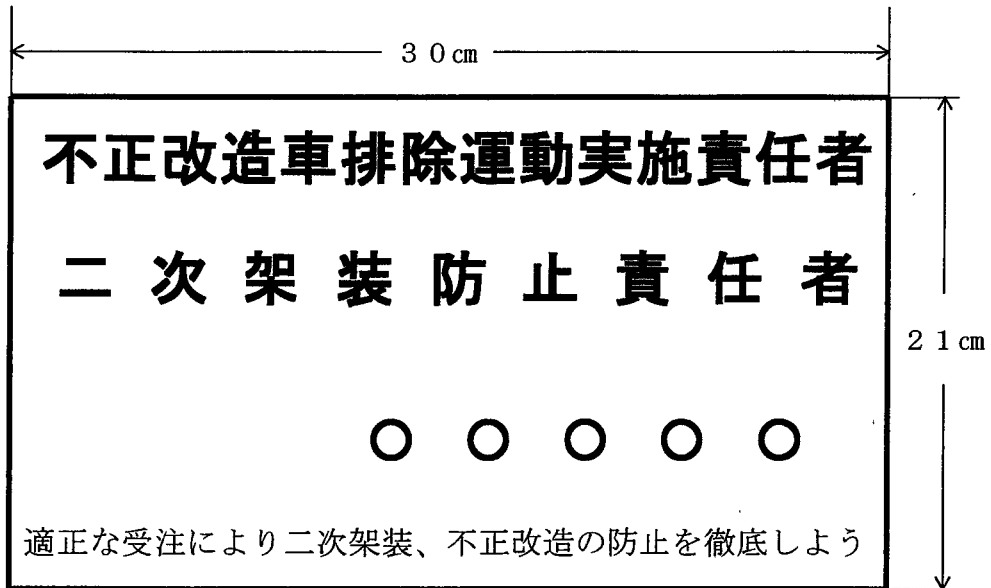
- ① 「不正改造車排除運動」のポスター等は運動期間以降も継続して掲示すること。
- ② 保安基準に適合する車両を使用すること。
- ③ 登録後に車両の改造が必要となった場合、自動車整備事業者、自動車販売店に相談し、正規の手続きを行い、不正な二次架装の防止を徹底すること。
- ④ 運転者に対し、本運動の主旨、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項等について指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、速度制限装置の不適切な取り外し及び燃料ポンプの封印の取り外し等によるディーゼル黒煙の悪化の防止、騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着についても周知・指導を行うこと。
- ⑤ 運動実施責任者を選任するとともに、従業員等の車両を含む所有車両、整備実施体制及び管理体制等について点検を行うこと。
- ⑥ 保安基準の緩和車両は保安上の制限（積載物品等の制限）を遵守して使用すること。
- ⑦ 不正改造車等に関する情報提供・ご相談・お問い合わせは、
近畿運輸局（☎06-6949-6453不正改造車・黒煙110番）、
〇〇運輸支局（☎〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇不正改造車・黒煙110番）
又は神戸運輸監理部兵庫陸運部（☎078-453-1103不正改造車・黒煙110番）
で受付けています。（受付時間 午前9時～午後5時）

[参 考]

不正改造車等に関する情報・相談・問合せに関する窓口

運 輸 局 等	電 話
近 畿 運 輸 局	0 6 (6 9 4 9) 6 4 5 3
大 阪 運 輸 支 局	0 7 2 (8 2 2) 4 3 7 4
和泉自動車検査登録事務所	0 7 2 5 (4 1) 3 9 8 1
なにわ自動車検査登録事務所	0 6 (6 6 1 2) 6 6 0 1
京 都 運 輸 支 局	0 7 5 (6 8 1) 9 7 6 4
京都運輸支局京都南検査場	0 7 7 4 (4 4) 6 5 9 1
神戸運輸監理部 兵庫陸運部	0 7 8 (4 5 3) 1 1 0 3
姫路自動車検査登録事務所	0 7 9 (2 3 1) 4 8 0 1
奈 良 運 輸 支 局	0 7 4 3 (5 9) 2 1 5 3
滋 賀 運 輸 支 局	0 7 7 (5 8 5) 7 2 5 2
和 歌 山 運 輸 支 局	0 7 3 (4 2 2) 2 1 5 3

【二次架装防止責任者の表示】



不正改造車及び著しく黒い煙を排出する自動車通報書

確認日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
確認場所	
登録番号	
不正改造箇所及び参考箇所	◇不正改造箇所 ◇車体表示している会社名等 ◇ダンプ番号 ◇その他
差し支えなければ通報者の氏名・住所・電話番号 氏 名 住 所 電話番号	

※当該通報に基づき、監査に活用又は自動車ユーザーに自主点検を促すハガキを送付します。

【記載例】 不正改造車及び著しく黒い煙を排出する自動車通報書

確認日時	27年 6月13日 午前(午後) 6時30分頃
確認場所	国道1号線 出屋敷交差点
登録番号	難波 101 た ○○△△
不正改造箇所及び参考箇所	<p>◇不正改造箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転席・助手席フィルム貼り付け ・リア・バンパー無し ・排気管右向き ・ディーゼル黒煙黒し <p>◇車体表示している会社名等</p> <p>□□興業</p> <p>◇ダンプ番号</p> <p>なん(販) 1234</p> <p>◇その他</p> <p>過積載としている</p>
<p>差し支えなければ通報者の氏名・住所・電話番号</p> <p>氏 名 大阪 次郎</p> <p>住 所 大阪府中央区谷町4丁目</p> <p>電話番号 090-1234-0000</p>	

※当該通報に基づき、監査に活用又は自動車ユーザーに自主点検を促すハガキを送付します。